

## mimoシェア貸渡約款 貸渡約款改定新旧対比表(2026年5月改定)

条項	変更前	変更後
約款名 約款概要	<p align="center"><b>【MiMo貸渡約款】</b></p> <p>MiMo貸渡約款(以下「本約款」といいます)は、エムケイドットエックス株式会社(以下「当社」といいます)がMiMoカーシェアリングブランドでの車両貸渡を運営するカーシェアリングサービスに関して定めたものであり、本サービスを利用される会員(以下「会員」といいます)に適用されます。</p>	<p align="center"><b>【mimoシェア貸渡約款】</b></p> <p>mimoシェア貸渡約款(以下「本約款」といいます)は、エムケイドットエックス株式会社(以下「当社」といいます)がmimoカーシェアリングブランドでの車両貸渡を運営するカーシェアリングサービスに関して定めたものであり、本サービスを利用される会員(以下「会員」といいます)に適用されます。</p>
第2条 第1項	<p>会員は当社予約システムに掲載されたMiMo会員規約(以下「会員規約」といいます)の内容を承諾の上、会員規約の定めに従って入会申込手続きを行い、当社はその入会を承認した個人および法人の予約に対して、原則として、当社の保有するシェアカーの範囲内で予約に応ずるものとします。</p>	<p>会員は当社予約システムに掲載されたmimoシェア会員規約(以下「会員規約」といいます)の内容を承諾の上、会員規約の定めに従って入会申込手続きを行い、当社はその入会を承認した個人および法人の予約に対して、原則として、当社の保有するシェアカーの範囲内で予約に応ずるものとします。</p>
第2条 第2項	<p>会員は、シェアカーを借りるにあたって、本約款及び当社が別に定める料金表等に同意のうえ、当社予約システムにより、予め車種、貸渡利用日時、貸渡/返還場所、運転者(以下「貸渡条件」といいます)を明示して予約の申込を行う事ができます。予約時に貸渡条件を定めるにあたって、当社予約システムにて会員と当社間で直接の連絡は、当社の営業稼働時間(9:00~22:00)以内で行われることとする。会員にて指定した貸渡場所及び返還場所が安全かつ適法に受渡を行う場所として不適切と判断した場合、当社は会員に事前に連絡したうえで適切な場所に変更することができます。当社が貸渡条件を承認し、会員による第9条の利用料金の支払いが確認できて予約が確定(以下「確定予約」といいます)されたものといたします。</p>	<p>会員は、シェアカーを借りるにあたって、本約款及び当社が別に定める料金表等に同意のうえ、当社予約システムにより、予め車種、貸渡利用日時、貸渡/返還場所、運転者(以下「貸渡条件」といいます)を明示して予約の申込を行う事ができます。<b>シェアカーのデリバリーに関しては</b>予約時に貸渡条件を定めるにあたって、当社予約システムにて会員と当社間で直接の連絡は、当社の営業稼働時間(9:00~<b>21:00</b>)以内で行われることとする。会員にて指定した貸渡場所及び返還場所が安全かつ適法に受渡を行う場所として不適切と判断した場合、当社は会員に事前に連絡したうえで適切な場所に変更することができます。当社が貸渡条件を承認し、会員による第9条の利用料金の支払いが確認できて予約が確定(以下「確定予約」といいます)されたものといたします。</p>
第2条 第6項	<p>1回の予約時間は最長72時間までとし、それ以上の時間延長を利用する場合(ただし、次の予約が入っていない場合のみ)は、利用料金の精算後、新たに予約を取り直すものとします。</p>	<p>1回の予約時間は最長<b>168</b>時間までとし、それ以上の時間延長を利用する場合(ただし、次の予約が入っていない場合のみ)は、利用料金の精算後、新たに予約を取り直すものとします。</p>
第3条 第1項	<p>会員は、前条第2項の貸渡条件を変更・取消しようとするときは、予め当社予約システムを通じて承諾を受けなければならないものとします。貸渡開始日時の前日、かつ当社稼働時間内(9:00-22:00)に承諾を受けていない場合、変更・取消しは認められません。この場合、会員は確定予約に従い利用料金・貸渡条件の変更はありません。貸渡開始日当日の変更・取消しはキャンセル料として予約利用料金の50%を当社に支払うこととします。</p>	<p>会員は、前条第2項の貸渡条件を変更・取消しようとするときは、予め当社予約システムを通じて承諾を受けなければならないものとします。<b>デリバリーにおいては貸渡開始日時の2時間前、かつ当社稼働時間内(9:00~21:00)に承諾を受けていない場合、変更・取消しは認められません。この場合、会員は確定予約に従い利用料金・貸渡条件の変更はありません。貸渡開始日時の2時間前を過ぎてからの変更・取消しについては、予約利用料金の50%をキャンセル料として当社にお支払いいただきます。</b></p>
第4条 第4項 第5項	<p>4. 当社は、貸渡期間中にシェアカーの提供が不能になった場合でも、会員に対して他のシェアカーを貸し渡す義務を負わないものとします。</p>	<p>4. <b>会員が予約時と同一の貸渡条件より低廉な料金適用およびクーポン等の供与の強要があった場合は、当社は会員規約に準じて強制退会処理を行うことができるものとします。</b></p> <p>5. 当社は、貸渡期間中にシェアカーの提供が不能になった場合でも、会員に対して他のシェアカーを貸し渡す義務を負わないものとします。</p>
第5条	<p>第2条第2項にて予約した貸渡条件に基づき、シェアカーの鍵の受渡し、若しくはその他当社の定める方法により貸渡手続きを行うことで確定予約が完結し、貸渡契約が成立するも</p>	<p>第2条第2項にて予約した貸渡条件に基づき、当社の定める方法により貸渡手続きを行う</p>

第1項	のとします。会員は、シェアカーの鍵を指定場所にて当社から業務委託を受け、配車を行う者(以下「配車スタッフ」といいます)から受渡されることを予め承します。	ことで確定予約が完結し、貸渡契約が成立するものとします。また、会員は当社提供のアプリにより利用を開始するものとし、アプリ内の「利用開始ボタン」を押すことで予約が開始されることを、予め承するものとします。
第5条第3項	前項以外の理由により配車スタッフより会員へ貸渡し手続きが行われない場合は、会員は速やかに通知するものとする。会員の責による事由の場合、シェアカーの鍵の受渡しがなくても貸渡契約が成立したものとみなし、利用料金は返金されない。	前項以外の理由により会員へシェアカーの貸渡し手続きが行われない場合は、会員は速やかに通知するものとする。会員の責による事由の場合、シェアカーの受渡しがなくても貸渡契約が成立したものとみなし、利用料金は返金されない。
第5条第4項	配車スタッフによる配車遅延による利用日時の変更が発生した場合、実際にシェアカーの鍵の受渡しが行われた日時をもとに利用料金を算定し、後日精算するものとする。	配車遅延による利用日時の変更が発生した場合、実際にシェアカーの受渡しが行われた日時をもとに利用料金を算定し、後日精算するものとする。
第7条第1項	利用料金とは、シェアカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金で、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの料金にかかる消費税又は計算根拠を料金表に明示します。 (1)基本料金(2)追加補償制度加入金(3)急速充電料金実費(4)延長/超過料(5)その他料金	利用料金とは、シェアカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金で、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの料金にかかる消費税又は計算根拠を料金表に明示します。 (1)基本料金(2)追加補償制度加入金(3)距離料金(4)延長/超過料金(5)その他料金
第9条第1項	会員は、予約申込みした貸渡条件をもとに算出された利用料金、及び過去の利用に関して会員が当社に対して負担する債務を、予め会員が当社予約システムを通じて届け出たクレジットカード、当社が定めるウォレット・QRコード決済により支払うものとします。	会員は、予約申込みした貸渡条件をもとに算出された利用料金、及び過去の利用に関して会員が当社に対して負担する債務を、予め会員が当社予約システムを通じて届け出たクレジットカード、当社が定める <b>決済方法</b> により支払うものとします。
第9条第3項	会員と決済会社(クレジットカード会社、ウォレット・QRコード決済会社)間で生じた紛争は当事者間で解決するものとする。	会員と決済会社(クレジットカード会社、 <b>オンライン決済会社</b> )間で生じた紛争は当事者間で解決するものとする。
第9条第4項 第5項 第6項	新設	4.利用料金は、利用終了時点で確定するものとし、当社は当該確定額について、会員が当社予約システムに登録したクレジットカードまたは当社が定める決済手段により決済を行うものとします。  5.前項の決済は、原則として利用終了後速やかに行うものとし、会員による決済操作の有無にかかわらず、利用終了後24時間以内に当社が自動的に決済を行うことがあります。  6.会員が登録する決済手段の変更があった場合において、未決済の利用料金が存在するときは、 当社は変更後の決済手段に対して当該未決済料金の決済を行うことができるものとします。
第14条第1項(4)	急速充電の利用料金は会員が負担すること。当社が充電契約しているステーションを利用する際は利用登録なしで当社アカウント付けで充電可能であるが、利用後実費精算となることを承諾すること。	車種により、急速充電の利用料金は会員が負担する場合がありますことを承諾すること。
第15条第5項	法令又は公序良俗に違反してシェアカーを使用すること。	法令又は公序良俗に違反してシェアカーを使用すること。飲酒運転、無免許、速度超過(30km以上超過)、信号無視、居眠り運転、無免許運転、スマホの注視・操作、故意に近い危険運転は重大違反(重過失扱い)とします。「重過失」とは、単なる不注意を超えて、著し

		<p>く危険で容易に事故発生を予見し回避できたにも関わらず、これを怠った著しく不注意な行為を指します。</p>
<p>第16条 第1項 第2項 第3項 第4項</p>	<p>新設(これに伴い、以降の条項を順次繰り下げ)</p>	<p><b>第16条(ドライブレコーダー)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は、利用開始時にドライブレコーダーの作動状況を確認するものとします。</li> <li>2. 利用中、ドライブレコーダーの電源遮断、記録媒体の取り外し等を行ってはなりません。</li> <li>3. 以下の場合、当社は補償制度の適用を制限または除外できるものとします。 (1)利用後ドライブレコーダーの映像が提出されない場合 (2)電源遮断、記録停止等が確認された場合</li> <li>4. 前項の場合、当社は事故負担額の増額、または損害の全部もしくは一部を会員に請求できるものとします。</li> </ol>
<p>第17条 第2項</p>	<p>当社は、警察その他関係機関又は有料道路事業者等から、シェアカーの駐車違反・速度違反その他の交通違反、又は有料道路利用料金等の未払いに関する連絡を受けた場合には、会員に連絡し、速やかに所定の手続きを行うよう指示するものとします。会員は、当社の指示に従い、各関係機関において必要な手続きを行い、自己の責任と負担において反則金、利用料金その他一切の費用を支払うものとします。なお、会員が反則金、利用料金を納付せず、又は前項の諸費用を支払っていないときは、貸渡期間中であっても、当社は当該納付又は支払いが完了するまでの間、シェアカーの返還を拒否できるものとします。さらに、会員が当社の指示に従わず反則金、利用料金の支払いを行わない場合、当社はやむを得ず代理を行うことができ、その際に発生する事務手数料(10,000円)を反則金、利用料金に加え、会員に請求することができます。</p>	<p>当社は、警察その他関係機関又は有料道路事業者等から、シェアカーの駐車違反・速度違反その他の交通違反、又は有料道路利用料金等の未払いに関する連絡を受けた場合には、会員に連絡し、速やかに所定の手続きを行うよう指示するものとします。会員は、当社の指示に従い、各関係機関において必要な手続きを行い、自己の責任と負担において反則金、利用料金その他一切の費用を支払うものとします。なお、当社に当該違反に関する納付書その他の通知が到達した場合には、当社は当該対応に要する事務手数料として2,000円を会員に請求することができるものとします。また、会員が反則金、利用料金を納付せず、又は前項の諸費用を支払っていないときは、貸渡期間中であっても、当社は当該納付又は支払いが完了するまでの間、シェアカーの返還を拒否できるものとします。さらに、会員が当社の指示に従わず反則金、利用料金の支払いを行わない場合、当社はやむを得ず代理して支払うことができ、その際に発生する費用および事務手数料1万円を反則金、利用料金に加え、会員に請求することができます。</p>
<p>第17条 第6項</p>	<p>第1項の規定により会員が駐車違反にかかる反則金等を納付すべき場合において、当該会員が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指定又は第2項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該会員から、当社が別途定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます)を請求することができるものとします。</p>	<p>第1項の規定により会員が交通違反又は有料道路利用料金等に関する反則金その他の費用を納付すべき場合において、当該会員が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指定又は第2項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該会員から、当社が別途定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます)を請求することができるものとします。</p>
<p>第18条 第1項</p>	<p>シェアカーの返還は、貸渡契約に基づく返還日時に、予約時に定めた返還場所にて、シェアカーの鍵を配車スタッフへ受渡すこと若しくはその他の当社の定める方法により貸渡開始時の状態で返還するものとします。これらに違反したときは、会員は当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。</p>	<p>シェアカーの返還は、貸渡契約に基づく返還日時に、予約時に定めた返還場所にて、シェアカーの<del>鍵を</del>配車スタッフへ受渡すこと若しくはその他の当社の定める方法により貸渡開始時の状態で返還するものとします。これらに違反したときは、会員は当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。</p>
<p>第19条 第2項</p>	<p>会員又は追加運転者は、シェアカーの返還にあたって、シェアカー内に会員若しくは追加運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、シェアカー返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。会員より忘れ物の回収を希望する連絡した場合、当社は可能と判断した場合にのみ、会員の要請に応じる場合があります。この場合、会員は、実際に忘れ物が回収されたか否かにかかわらず、緊</p>	<p>会員又は追加運転者は、シェアカーの返還にあたって、シェアカー内に会員若しくは追加運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、シェアカー返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。 <b>会員より忘れ物の回収又は返送を希望する連絡があった場合、当社は可能と判断した場合に限り対応するものとします。</b></p>

	<p>急出動費用として2万円(ただし、回収業務に要する費用が2万円を超える場合には当該金額)を支払うものとし、実際に忘れ物が回収できなかった場合であっても、当社に対して何ら異議を申し立てないものとします。</p>	<p>この場合、返送対応に係る送料は着払いとし、別途事務手数料として1,100円(税込)を申し受けます。 また、これらの費用の支払いが確認できない場合、当社は返送対応を行わないことができるものとします。 なお、回収対応を行う場合には、別に定める緊急出動費用を請求することがあります。</p>
<p>第26条 第2項</p>	<p>前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員又は追加運転者の責に帰すべき事由による故障、シェアカーの汚損・臭気等により当社がそのシェアカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、会員はこれを支払うものとします。</p>	<p>前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員又は追加運転者の責に帰すべき事由による故障、シェアカーの汚損・臭気等により当社がそのシェアカーを利用できないことによる損害については、<b>料金表及び利用ガイド等に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、会員はこれを支払うものとします。</b></p>
<p>第27条</p>	<p>1. 会員又は登録運転者が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がシェアカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の損害額を補償します。  (1) 対人補償 1名につき無制限(自賠責保険を含む)  (2) 対物補償 1事故につき無制限(免責金額10万円)  (3) 人身傷害補償 1名につき3,000万円まで(無保険車傷害特約1名につき2億円)  (4) 車両補償 1事故につき時価(免責額20万円)</p> <p>2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める損害額は支払われません。</p> <p>3. 第1項の定める限度額を超える損害、又は保険会社から実際に支払われる額を超える損害については、会員の負担とします。</p> <p>4. 当社が会員の負担すべき損害金を支払ったときは、会員は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。</p> <p>5. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は、貸渡料金に含まれます。ただし免責金額の免除、通常車両補償の対象とならないパンクやタイヤへの損傷、ホイールキャップの紛失等を付帯した追加補償制度は任意選択できるものとし、その加入金とその補償内容は別に定めるものとする。</p>	<p>1. 会員又は登録運転者が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がシェアカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める<b>基本補償</b>制度により、次の限度内の損害額を補償し、基本補償の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。  (1) 対人補償:1名につき無制限(自賠責保険を含む)  (2) 対物補償:1事故につき無制限(免責金額10万円)  (3) 人身傷害補償:1名につき3,000万円まで(無保険車傷害特約 1名につき2億円)  (4) 車両補償:1事故につき車両時価額、  <b>相手自動車との衝突・接触の場合(免責金額10万円)、単独事故(当て逃げ、電柱・ガードレール等への接触)の場合(免責金額30万円)</b></p> <p>2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める損害額は支払われません。</p> <p>3. 第1項の定める限度額を超える損害、又は保険会社から実際に支払われる額を超える損害については、会員の負担とします。</p> <p>4. <b>会員が利用予約時に当社の定める追加補償制度に加入・支払いを行った場合、車両補償として利用中に生じた車両の損傷に対する修理額を最大10万円に軽減(免責金額10万円の適用)できるものとする。追加補償制度は車両補償の免責額、営業補償(NOC)、通常車両補償の対象とならないパンクやタイヤへの損傷、ホイールキャップの紛失等を付帯しており、その加入金とその補償内容は別に定めるものとする。</b></p> <p>5. 第1項の基本補償制度および前項の追加補償制度の加入に関わらず、次の場合、当社の補償制度は適用されません:  (1) 飲酒運転、無免許運転  (2) 著しい速度超過、信号無視等の重大違反  (3) その他、事故の直接原因となる交通法規違反  (4) 故意、重過失  (5) 不必要な急停車等の不規則な運転によって生じた事故  (6) 利用者の管理ミスによって生じた損害  (7) 警察もしくは当社に未届けの事故(単独事故含む)  (8) ドライブレコーダーが未接続・作動状況になかった場合</p>

		<p>(9)利用前に申し出があった運転者以外が運転した場合  (10)利用者の所有する車両や建物等、配偶者・親・子供等身内への損害  (11)海岸や林道など一般車道以外を走行した事による損害  当該違反が事故の直接原因である場合は、会員は損害の全額を負担するものとします。</p> <p>6. 当社が会員の負担すべき損害金を支払ったときは、会員は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。</p>
第28条 第1項	<p>当社は、会員又は追加運転者が貸渡期間中にこの約款に違反したとき、又は第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らかの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにシェアカーの返還を請求することができるものとします。</p>	<p>当社は、会員又は追加運転者が貸渡期間中にこの約款に違反したとき、又は第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らかの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにシェアカーの返還を請求することができるものとします。</p>
第29条 第1条 (6)	<p>新設</p>	<p>より良いサービスの提供及び顧客満足度の向上のためのマーケティング分析、並びに当社サービスに関する広告・宣伝のため。</p>